

議員提出議案第3号

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和元年9月26日

岩倉市議会議長 梅村均 殿

提出者 岩倉市議会議員 須藤智子

賛成者 岩倉市議会議員 松谷規子

岩倉市議会議員 黒川武

岩倉市議会議員 鬼頭博和

岩倉市議会議員 宮川隆

岩倉市議会議員 大野慎治

岩倉市議会議員 水野忠三

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

未来を担う子どもたちの豊かな成長は市民の大きな願いであり、いつでも安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの健やかな成長にとって必要不可欠なことである。

現在、就学前までの子ども医療費は、国の制度として2割負担となっている。しかし、平成29年4月時点における厚生労働省の調査を見ると、ほとんどの市区町村で就学前までを対象とした独自の医療費助成を行っており、医療費助成の対象年齢の上限を15歳年度末またはそれを超える年齢としている市区町村も、通院外来で85.8%、入院は94.2%に達している。

また、自己負担なし、所得制限なしといった完全無料化を実施している地方公共団体も確実に増えており、愛知県内では平成29年4月時点で、すべての市町村において、就学前までの完全無料化が実現している。

このような中、国は、地方公共団体が独自に行う現物給付による医療費助成に対し、国庫の公平な配分という観点から国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を行ってきたが、地方公共団体からの要請を受け、就学前までの子どもを対象とする助成に対する減額調整措置については、平成30年4月から廃止された。しかし、減額調整措置については、少子化対策の観点から年齢を制限せずに完全に廃止すべきである。

そもそも、少子化による人口減少が危惧される中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備は国が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、少なくとも就学前までの子どもについては、国の責任において、医療費の無料化制度を実施すべきである。

よって、岩倉市議会は、国会及び政府に対し、子育て支援の観点から、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担における減額調整措置は全て廃止すること。
- 2 就学前までの医療費無料制度を国の制度として早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣